

横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付要綱

制 定 令和2年3月31日経商第1592号（局長決裁）
最近改正 令和5年3月31日経商第1622号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、商店会、区商店街連合会、実行委員会（以下「商店会等」という。）が、地域課題に対して商店街活動を通じて主体的かつ継続的に取り組むことでSDGs（持続可能な開発目標）を実現することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

2 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

3 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体

(4) 前各号に準ずる任意の商店街団体

4 「区商店街連合会」とは、前項各号に規定する団体により構成され、主として区を単位に活動する団体とする。

5 「実行委員会」とは、第3項各号に規定する団体に加盟する商店主を主たる構成員として組織された団体とする。なお、代表者が第3条第2項5号に該当しない商店会会長とすること。

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助対象者は、前条に規定する商店会、区商店街連合会、実行委員会とする。

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(5) 過去3か年度内に当該補助金の交付を受けている又は交付を受けているもので構成される実行委員会若しくは交付を受けている実行委員会の構成員であったもの（この3か年度内に別の事業において当該補助金の交付を受けようとする者を補助対象外とし、同一事業における2年度目及び3年度目の申請をする者を除く。）

（補助対象事業）

第4条 この要綱において、補助の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当しているものとする。

(1) 同一年度内で複数回実施し、かつ翌年度以降も継続して実施することが見込める事業

(2) 「国連持続可能な開発サミット2015」で採択されたSDGsの17の目標の複数に合致する事業

2 国、県等から同趣旨の補助制度により補助金を受ける事業は、この要綱による補助の対象外とする。

3 補助対象事業は、第8条で定める補助金交付申請を行う年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行う事業とする。

4 原則として、補助金の交付申請は事業実施前に行うものとする。ただし、当該年度の7月末日までに実施する事業で、市長が事業実施前に申請することが困難であると判断した特別な事由に限り、申請時において事業に着手したものであっても補助対象とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表1に定めるところとする。

2 補助対象経費に係る広告費等の収入がある場合は、その金額を控除した額を補助対象とする。
(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助限度額は、別表2に掲げるものとする。

2 前項において、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。
(交付制限)

第7条 同一年度内に補助対象者が、この要綱に定める補助金を申請することができる回数は原則1回とする。
(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。また、市長は、事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。なお、別表2における2年度目・3年度目の申請のみを受け付け、1年度目の申請を補助対象外とする。

(1) 事業計画書(第1号様式の2)

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 会員及び役員名簿の写し

(4) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し(履歴事項全部証明書、個人事業主の住民票の写し又は有資格者名簿の写し等)

(5) その他、市長が必要と認める書類

2 補助金規則第24条ただし書に規定する市内事業者による入札又は2者以上の見積書の徴収を行わない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市内事業者によらない場合

ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では施行・調達が困難であると市長が認めたとき。

イ その他、その性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

(2) 市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合

ア 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。

イ その他、その性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

(審査)

第9条 前条による申請があった場合には、市長は、補助対象事業の適正な審査・評価を行う評価選考会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付又は不交付を決定する。

2 評価選考会は、別表3に掲げる評価基準に基づき、審査・評価を行う。

3 市長は、応募した者に対して面接等への出席を求め、その意見又は説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 市長は、審査・評価に当たって、専門家等及び行政関係者から意見等を聞くことができる。

5 前項において、専門家等は、書面等により知りえた情報を公表してはならない。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りではない。

(交付決定等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度内において条件を付すことができる。

2 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、前条の交付申請書等を提出した者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街社会課題チャレンジ事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者が補助金交付申請の取下げを行う場合は、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつ

たものとみなす。

(変更等の承認申請等)

第12条 交付決定通知書の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街社会課題チャレンジ事業変更承認申請書(第5号様式。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街社会課題チャレンジ事業変更承認通知書(第6号様式)により、補助事業者に対して通知するものとする。

(事業実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の3月末日までに、商店街社会課題チャレンジ事業実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求める事ができる。

(1) 事業報告書(第7号様式の2)

(2) 契約書等の写し。ただし、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。

(3) 経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し

(4) 事業の実施状況等が分かる資料(事業の内容、事業スケジュール、利用者数、売上、写真等)

(5) 印刷物等の成果物

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の補助金交付決定通知書に記載された金額を上回ることができない。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により、その旨を通知する。

(補助金交付の請求)

第15条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合、市長は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助対象者の要件に該当しないとき。

(2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。

(4) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

2 前項の規定は、第14条第2項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により、商店街等に対し、その旨を通知する。

4 市長は、補助事業者が第1項に該当した場合、補助事業者の名称及びその内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の取消しによる補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 前条の規定により、市長が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、補助金の返還を命じたときは、補助対象者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 第 1 項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関連書類の保存期間)

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年間とする。

(警察本部への確認)

第 20 条 市長は必要に応じ、申請者又は第 10 条第 1 項の交付の決定を受けた者について、第 3 条第 2 項第 1 号から第 4 号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 補助事業者は、第 13 条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街社会課題チャレンジ事業消費税仕入控除税額報告書(第 11 号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 19 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第 1 条に規定する目的及び第 2 条第 5 項なお書に規定する実行委員会代表者の要件にかかわらず、令和 3 年度に改正前の要綱により当該補助金の交付を受けたものについては、令和 5 年度まで従前の例により補助の対象とすることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条）補助対象経費基準

使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

内容	補助要件
広告等製作費 ・広告料	チラシ・ポスター・マップ等製作、印刷費、WEB ページ制作、WEB ページ運営費、折り込み料等
謝金・報償費	事業実施への協力者に対する謝金、謝礼品購入費 (ただし、商店会会員・家族・従業員への支払いは対象外)
備品費	事業実施に必要なとなる物品の購入代 ※単価が30,000円以上(税抜)のもの
委託費	イベントの運営、事務局の運営等 (いずれも専門業者に委託する場合に限る。)
保険料	イベント・催し等に関する損害保険料、機材等の保険料
使用料	機材等の使用料、レンタル料、会場の使用料 (ただし、模擬店等で使用する機材は飲食物等を無償提供する場合に限り対象とする)
車両購入費	事業の実施に必要な車両を購入する費用。 補助対象者は、第2条第3項第1号から第3号の規定に該当する者に限る。 ただし、軽車両を購入する場合はこの限りでない。
車両改造費	事業実施のために車両を改造するための費用 専ら事業の実施のために使用することとし、目的外使用は認めない。 補助対象者は、第2条第3項第1号から第3号の規定に該当する者に限る。

(備考)

1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 光熱費、通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)

(2) 交通費

(3) 30,000円未満の物品

(4) 食糧費

(5) 酒類

(6) スキルアップ、能力開発のための研修参加費

(7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

(8) 各種手数料

(9) 借入金などの支払利息及び遅延損害金

(10) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

2 その他定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表 2 (第 6 条) 補助率及び補助限度額

事業年度 ※1 内容	1 年度目	2 年度目※2	3 年度目※2
補助率	1 / 2 ※脱炭素化に関する取組※3については 2 / 3		
補助限度額	1 0 0 万円	5 0 万円	2 5 万円

- ※1 要綱第 10 条第 2 項に規定する交付決定を最初に受けた年度を、事業年度の 1 年度目とし、その翌年度を 2 年度目、さらにその翌年度を 3 年度目とする。
- ※2 2 年度目及び 3 年度目の補助金については、当該年度の横浜市一般会計予算が成立することを条件とする。
- ※3 日本では、2050 年までに脱炭素社会 (= 温室効果ガス排出量が実質ゼロになった社会) の実現を、横浜市は脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を目指しています。その後押しとなるような脱炭素化に関する取組の場合、補助率が 2/3 となります。

別表 3 (第 9 条第 2 項) 評価項目及び基準

	評価項目	評価の視点	配点	重み
1	事業内容と実行性	・実施可能なスケジュールが立てられているか。 ・事業の実施方法が明確か。	5 点	× 2
2	SDG s の該当性	・SDG s の 17 の目標の複数を事業目標として掲げ、達成に向けた取組か。	5 点	
3	課題認識	・地域・社会の現状を正しく理解し反映しているか。 ・根拠となるデータや意見を収集・把握した上で、課題を明確に理解し反映しているか。 ・具体的な目標を立てているか。	5 点	
4	期待される効果	・課題に対して効果的な取組か。 ・商店街の活性化に繋がる取組か。 ・波及効果が期待できるか。	5 点	
5	継続性	・翌年以降に向けて、継続的に実施する取組か。 ・継続することで、事業が発展することが見込めるか。	5 点	
6	収支計画の妥当性	・収支計画が妥当か。	5 点	× 2
合計			40 点	
加点		・特筆すべき項目のある優れた取組である	2 点	

※合計点数 + 加点 = 評価点※1となります。

※1 評価点 24 点を基準点とし、基準点に達しない場合は不採択とする。

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名

（TEL ）

商店街社会課題チャレンジ事業補助金の交付を受けたいので、横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ . -

※千円未満切り捨て

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 定款又は規約等の写し
- (3) 会員及び役員名簿の写し
- (4) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書、個人事業主の住民票の写し又は有資格者名簿の写し等）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

<②SDGsの妥当性> 【SDGsの17の目標のうち該当する目標番号と該当する理由】
(複数の目標を記載してください)

(該当する理由)

<③課題認識> 【地域・社会の現状と課題】
(根拠となるデータや意見等も記載してください)

【事業の数値目標】

<④期待される効果> **【事業実施による効果】**
(商店街の活性化に繋がる効果や波及効果も記載してください)

<⑤継続性> **【翌年度以降に向けた継続的な取組内容】**
(事業が発展することが見込める場合も記載してください)

(2) 収支計画

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	金額	備考
横浜市補助金		
自己資金（会費等）		
収入等（例：広告費・協賛金） （※1参照）		
その他		
合計（A）※2		
(2) 支出の部		
区分	金額（税込）	内容
広告等製作費・広告料		
謝金・報償費		
備品費		
委託費		
保険料		
使用料		
車両購入費		
車両改造費		
その他		
合計（B）※2		

※1 補助対象経費に係る広告費・協賛金の収入等がある場合については、補助対象経費からその額を控除した額を補助対象経費とします。

※2 (A) = (B)

※3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします

【横浜市記載】 <記入不要>

(単位：円)

費目	補助対象経費	補助対象外経費	補助金算出額
合計（B）			(C) × 1 / 2 = (千円未満切捨て)
収入等			※脱炭素化に関する取組 (C) × 2 / 3 = (千円未満切捨て)
	(C)		円

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街社会課題チャレンジ事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街社会課題チャレンジ事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、速やかに商店街社会課題チャレンジ事業変更承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助金交付申請の取下げを行う場合は、商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を提出してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求められます。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求められます。
- (6) 補助事業の完了後30日以内又は補助事業を実施する年度の3月末日のいずれか早い日までに、商店街社会課題チャレンジ事業実績報告書（第7号様式）を提出してください。
- (7) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街社会課題チャレンジモデル事業消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (8) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当：
TEL：
FAX：

団体名
代表者 様

横浜市長

印

商店街社会課題チャレンジ事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街社会課題チャレンジ事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
TEL :
FAX :

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)

横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日に申請した商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請を次の理由により
取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街社会課題チャレンジ事業変更承認申請書

(申請先)

横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名

(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街社会課題チャレンジ事業について、次のとおり変更したいので承認いただきたく、横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更の内容

(1) 補助事業の概要

変 更 前	変 更 後

(注) 事業計画書に準じて記入してください。

(2) 補助事業の収支計画 (※変更時において収支に変更がある場合のみ記入)

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	金額	備考
横浜市補助金		
自己資金 (会費等)		
収入等 (例：広告費・協賛金) (※1参照)		
その他		
合計 (A) ※2		
(2) 支出の部		
区分	金額 (税込)	内容
広告等製作費・広告料		
謝金・報償費		
備品費		
委託費		
保険料		
使用料		
車両購入費		
車両改造費		
その他		
合計 (B) ※2		

※1 補助対象経費に係る広告費・協賛金の収入等がある場合については、補助対象経費からその額を控除した額を補助対象経費とします。

※2 (A) = (B)

※3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします

【横浜市記載】 <記入不要>

(単位：円)

費目	補助対象経費	補助対象外経費	補助金算出額
合計 (B)			(C) × 1 / 2 = (千円未満切捨て)
収入等			※脱炭素化に関する取組 (C) × 2 / 3 = (千円未満切捨て)
	(C)		円

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街社会課題チャレンジ事業変更承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街社会課題チャレンジ事業の変更について、次のとおり承認します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

(変更・中止) 前	(変更・中止) 後

担 当 :

TEL :

FAX :

商店街社会課題チャレンジ事業実績報告書

（報告先）
横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街社会課題チャレンジ事業について、横浜市商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき関係書類を添えて実績を報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ . -

※千円未満切り捨て

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第7号様式の2)
- (2) 契約書等の写し。ただし、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (4) 事業の実施状況等が分かる資料（事業の内容、事業スケジュール、利用者数、売上、写真等）
- (5) 印刷物等の成果物
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

1 事業内容

事業名称	
申請者名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
主たる実施場所	
事業内容 (概要)	
事業趣旨・目的・ 課題解決の達成状況	
次年度以降 の取組計画	

2 収支報告

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	金額	備考
横浜市補助金		
自己資金（会費等）		
収入等（例：広告費・協賛金） （※1参照）		
その他		
合計（A）※2		
(2) 支出の部		
区分	金額（税込）	内容
広告等製作費・広告料		
謝金・報償費		
備品費		
委託費		
保険料		
使用料		
車両購入費		
車両改造費		
その他		
合計（B）※2		

※1 補助対象経費に係る広告費・協賛金の収入等がある場合については、補助対象経費からその額を控除した額を補助対象経費とします。

※2 (A) = (B)

※3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします

【横浜市記載】 <記入不要>

(単位：円)

費目	補助対象経費	補助対象外経費	補助金算出額
合計（B）			(C) × 1 / 2 = (千円未満切捨て)
収入等			※脱炭素化に関する取組 (C) × 2 / 3 = (千円未満切捨て)
	(C)		円

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街社会課題チャレンジ事業については、次の条件を付けて補助金を交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、商店街社会課題チャレンジ事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求められます。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求められます。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街社会課題チャレンジモデル事業消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第19条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付請求書

(請求先)

横 浜 市 長

申請者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名

印 ※1

(TEL)

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街社会課題チャレンジ事業補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ . ー

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名

役 職 名

代表者氏名

印

第 年 月 日 号

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街社会課題チャレンジ事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
TEL :
FAX :

年 月 日

商店街社会課題チャレンジ事業消費税仕入控除税額報告書

(提出先)

横 浜 市 長

報告者 〇
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街社会課題チャレンジ事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位 : 円)

1	補助金の額 (補助金交付額確定通知書の金額)	
2	補助金の確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に 係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	